

1.法改正の概要



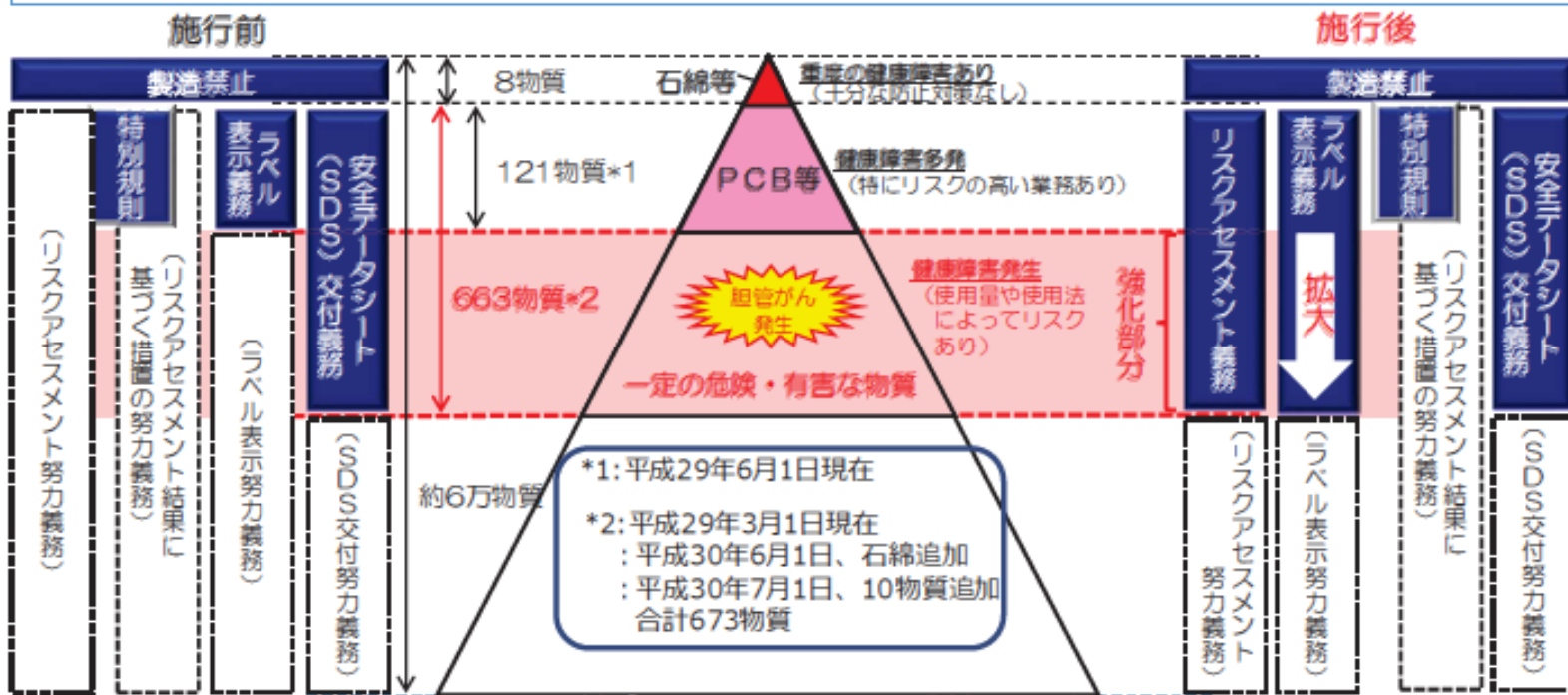
労働安全衛生法の改正概要

事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものであり、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる640の化学物質及びその製剤について、3つの対策を講じることが柱である。

- ①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示
- ②安全データシート (SDS) の交付
- ③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメント

■施行日 平成28年6月1日

平成29年3月1日
640⇒663物質



リスクアセスメント義務化

- 平成28年6月1日以降は、ラベル表示・通知対象物質が対象（第57条3項）
- ただし、H24のJISZ7253改正時に、GHSで危険有害性物質もラベル表示・通知対象の努力義務が課せられていることに注意
- 673物質以外の物質・混合物も、GHSで危険有害性があれば、リスクアセスメントを行う努力義務

表示対象物質・通知対象物質

673物質

ラベル・SDS義務

個別規制
121物質

その他の危険有害性の物質 : 約 6万物質
ラベル・SDSの努力義務

RAの事前準備/情報入手

リスクアセスメントの対象の選定

何を？

- 化学物質等の**危険性**または**有害性**

どこを？

- 対象化学物質等を**製造**または**取り扱う**行う業務（1つの工程または複数工程を事業場の実態に即して決定）
- 定常作業・非定常作業の両者を含む

情報の入手等

必須

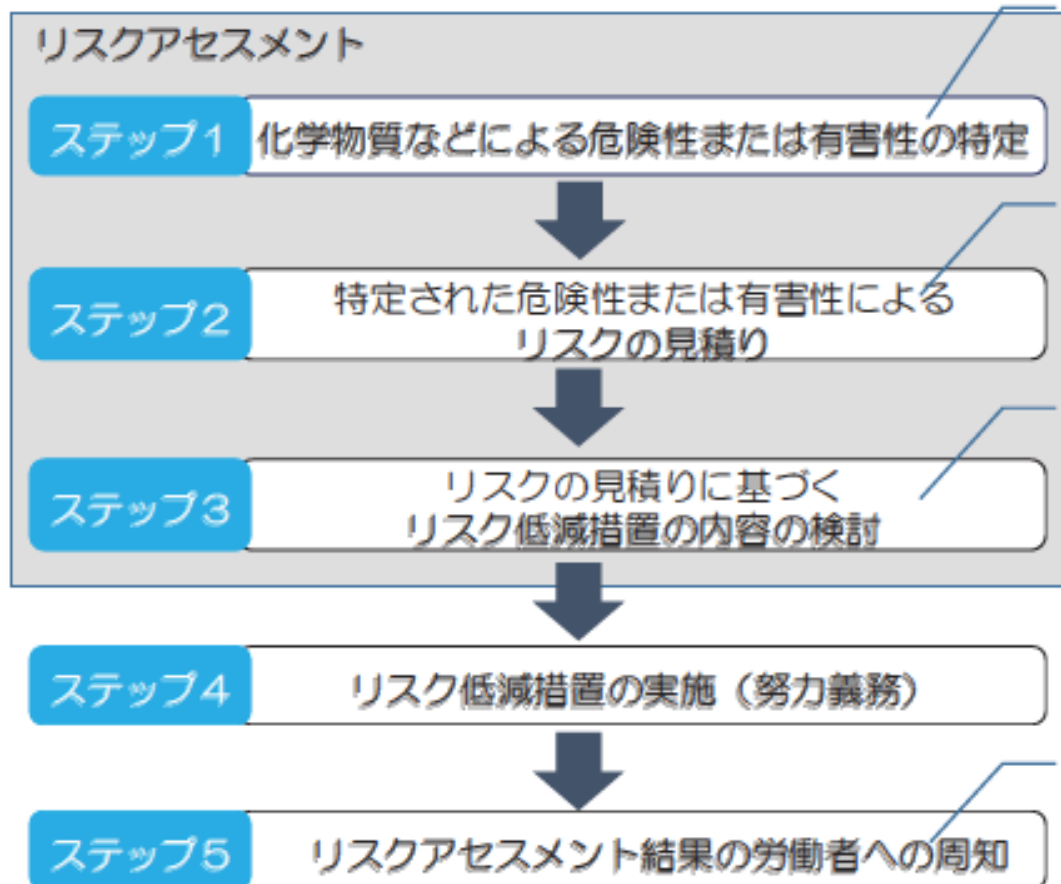
- **危険有害性**に関する情報（SDS等）
- **作業状況**に関する情報（作業標準、手順書、設備情報）

必要な場合

- 作業の周辺の**環境（設備等）**に関する情報
- 作業環境測定結果等
- 災害事例、災害統計等
- その他、RA等の参考となる資料等

事業場内のどの作業でどのような化学品を使用しているのか？
使用している化学品のSDSは入手済か？

リスクアセスメントの手順



SDSに記載された危険有害性（GHS分類結果、ばく露限界）はどの程度か？

化学品を使用している作業におけるリスクはどの程度か？

リスクを低減するためにできる措置は何？

使用している化学品の危険有害性・リスクを周知し、作業手順等のルールの徹底を促す

2. リスクの重大性



リスクアセスメントの義務化

特に危険有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、対策を強化することが必要である

(胆管がん事案の原因物質は、発生時、特別規則の対象外であった)

一定の危険有害性が確認された物質について リスクアセスメントを義務化

- リスクアセスメントは化学物質等の持つ危険有害性を特定し、労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスク低減措置を検討する（該当する場合には危険性と有害性の両面で）
- 義務対象の化学物質等を製造・取り扱うすべての事業場が対象である（規模・業種の限定なし）
- 義務対象以外の危険有害性を有する化学物質等は努力義務
- リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となる
- 施行時期：平成28年6月1日

化学物質のリスク

危険性に関するリスク

発生した場合の重篤度

- 個々の化学物質が有する危険性



発生可能性

- 取り扱い状況
- 設備等の状況

有害性に関するリスク

有害性

- 個々の化学物質が有する有害性



ばく露

- 作業、環境、製品等を経由してヒトが化学物質を吸ったり、食べたり、触れたりして体内に取り込むこと

◎ 「有害性」が大きくても、「曝露量」が少量ならリスクは小

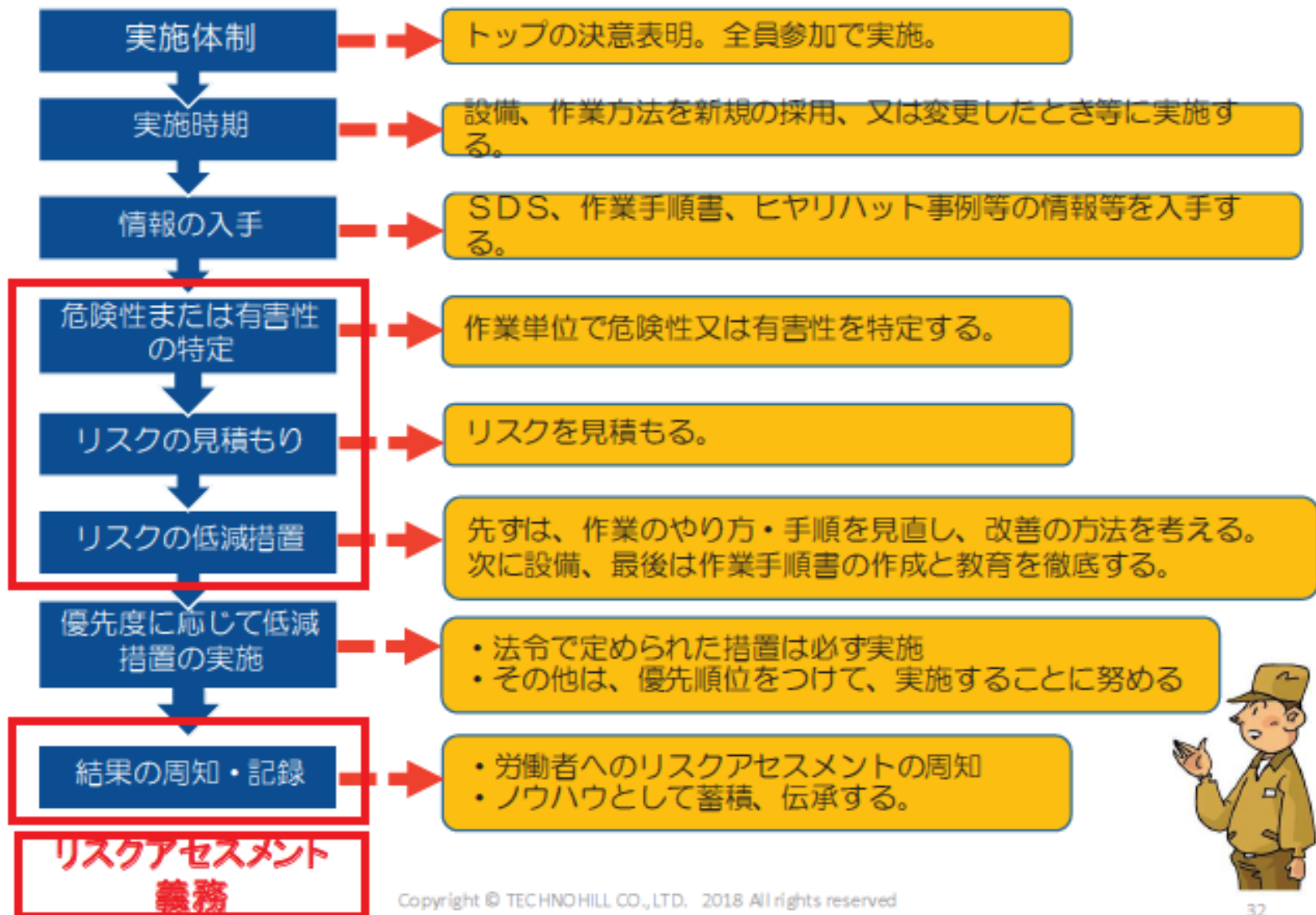
◎ 「有害性」が小さくても、「曝露量」が大量ならリスクは大

化学物質の危険有害性の特徴

危険有害性の種類		危険有害性の例	顕在化までの時間	リスク見積り	関連法規制
物理化学的危険性		爆発、火災等	短時間で顕在化 (=事故による)	重篤度×発生可能性	消防法
健康有害性	急性障害	吸入や接触によってすぐに出る症状（頭痛、吐き気、アレルギー、薬傷、中毒死等）	短時間で顕在化 (=事故による)	有害性×ばく露	毒劇法
	慢性障害	長時間をかけて内臓等に生じる症状（がん、臓器障害、生殖障害等）	長時間をかけて顕在化 (=定常作業による)		労働安全衛生法

※化学物質の危険有害性には環境影響を踏まえた「環境有害性」もある

リスクアセスメント (RA)の流れ



3.導入のメリット

～建設業～

- ★お客様からの信頼UP!!
- ★経営審査点数UP

～塗装業～

～製造業～

～印刷業～

- ★品質・安全の管理責任
- ★ISO等の取得、維持に
- ★お客様からの信頼UP!!

～廃棄物処理業～

- ★お客様からの信頼UP!!
- ★優良産廃の取得・維持に

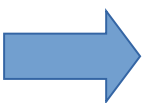
4.サービスの概要

法定のリスクアセスメントを委託して頂き、代行して実施し、結果・記録を提供します

物質数	アセスメント実施料金 (消費税込)
5種類(品目)まで	33,000
10種類(品目)まで	55,000
20種類(品目)まで	88,000

※20種類(品目)以上は別途お見積させていただきます。

申し込みは  FAX様式

お問い合わせは  m-ems@kk-tohoku.or.jp
022-772-6371